

# 鹿 児 島 県 公 報

令和 6 年 3 月 5 日 (火) 第 495 号 の 2



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県

〒890-8577 鹿 児 島 市 鴨 池 新 町 10 番 1 号

編 集 総 務 部 学 事 法 制 課

定 例 発 行 日 ( 毎 週 火 , 金 )

## 目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

### 告 示

○高病原性鳥インフルエンザのまん延防止のための移動の制限の解除 (畜産課取扱い) 1

## 告 示

### 鹿 児 島 県 告 示 第 144 号 の 2

令和 6 年 2 月 11 日鹿 児 島 県 告 示 第 86 号 の 2 (高病原性鳥インフルエンザのまん延防止のための移動の制限) で告示した家畜及び物品の移動の制限 (同告示の 1 に掲げる移動の制限に限る。)は、令和 6 年 3 月 5 日付けで解除した。

令和 6 年 3 月 5 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一